

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の施行について

制 定 平成18年1月24日17総合第1674号
農 林 水 産 省 総 合 食 料 局 長 通 知

第1 法制定の趣旨

最近における物資の流通をめぐる情勢は経済的社会的事情の変化に伴い、我が国産業の国際競争力の強化、消費者の需要の高度化及び多様化への対応並びに物資の流通に伴う環境への負荷の低減を図ることの重要性が増大している。

これらに対応するため、第162回通常国会において、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（以下「法」という。）が制定され、平成17年10月1日に施行されたところである。

本法は、効率的で環境負荷の小さい物流の実現を図るため、流通業務総合効率化事業について、その計画の認定、その実施に必要な関係法律の規定による許可等の特例、中小企業者が共同して行う場合における資金の調達の手続き等の支援措置を講ずることにより、流通業務の総合化及び効率化の促進を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的として制定されたものである。

第2 定義

1 食品

食品とは、食品流通構造改善促進法（平成3年法律第59号）第2条第1項の食品をいい、その範囲には、薬事法（昭和35年法律第145号）に規定する医薬品及び医薬部外品以外の食料品、飲料品はすべて含まれるほか、加工食品の原材料として使用される農林水産物及び花きも含まれる。

2 食品生産業者等

食品生産業者等とは、食品の生産（食品の製造又は加工の事業を行う者を含む。以下同じ。）又は販売の事業を行う者及び食品の生産又は販売の事業を行う者を直接又は間接の構成員とする農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、消費生活協同組合連合会、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会、協業組合、商工組合及び商工組合連合会並びに卸売市場を開設する者をいう。

3 特定流通業務施設

特定流通業務施設とは、流通業務施設（トラックターミナル、卸売市場、倉庫又は上屋をいう。）であって、高速自動車国道のインターチェンジ、鉄道の貨物駅、港湾、漁港、空港その他の物資の流通を結節する機能を有する社会資本等の近傍に立地し、物資の仕分及び搬送の自動化等荷さばきの合理化を図るための設備、物資の受注及び発注の手続きを図るための情報処理システム並びに流通加工（物資の流通の過程における簡易な加工をいう。以下同じ。）の用に供する設備を有するものをいう。

4 流通業務総合効率化事業

流通業務総合効率化事業とは、特定流通業務施設を中核として、輸送、保管、荷さばき及び流通加工を一体的に行うことによる流通業務の総合化を図るとともに、輸送網の集約、配送の共同化その他の輸送の合理化を行うことによる流通業務の効率化を図る事業（当該事業の用に供する特定流通業務施設の整備を行う事業を含む。）であって、物資の流通に伴う環境への負荷の低減に資するものをいう。

5 その他

以上のほか、この通知中の用語は、法の用語の例によるものとする。

第3 基本方針

法第3条第1項に基づいて、主務大臣（国土交通大臣、経済産業大臣及び農林水産大臣）が定める流通業務総合効率化事業の実施に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）は、事業実施に関し基本的な指針を示したものであり、事業の実施に当たっての基本的な事項を定めるとともに、総合効率化計画の認定をする際の基準となるものである。

第4 主務大臣と権限の委任

1 主務大臣

(1) 総合効率化計画の認定、変更及び報告の徴収を行う主務大臣

ア 中小企業者が他の事業者との連携又は事業の共同化により実施する流通業務総合効率化事業（以下「中小企業共同流通業務総合効率化事業」という。）

(ア) 貨物流通事業者（貨物の輸送、保管その他の流通のうち国土交通省の所掌に係るものの事業を行う者をいう。以下同じ。）が実施するもの 国土交通大臣及び経済産業大臣

(イ) 食品生産業者等が実施するもの 経済産業大臣及び農林水産大臣

(ウ) 貨物流通事業者及び食品生産業者等以外の者が実施するもの 経済産業大臣

イ 中小企業共同流通業務総合効率化事業以外の流通業務総合効率化事業

(ア) 貨物流通事業者が実施するもの 国土交通大臣

(イ) 食品生産業者等が実施するもの（(ウ)に掲げるものを除く。） 農林水産大臣

(ウ) 食品生産業者等が実施するもののうち、標準化されたパレットやJANコードを使用する事業 経済産業大臣及び農林水産大臣

(エ) 貨物流通事業者及び食品生産業者等以外の者が実施するもの 経済産業大臣

ウ 港湾流通拠点地区において、特定流通業務施設の整備を行う事業を含む流通業務総合効率化事業 ア及びイに定める大臣及び国土交通大臣

(2) 特定流通業務施設の確認を行う主務大臣

ア 卸売市場 農林水産大臣

イ 倉庫（倉庫業の用に供するものに限る。） 国土交通大臣

ウ 卸売市場及び倉庫以外の流通業務施設であって、中小企業共同流通業務総合効率化事業の用に供するもの 経済産業大臣

エ アからウまで以外の流通業務施設 国土交通大臣、経済産業大臣及び農林水産大臣

2 権限の委任等

総合効率化計画の認定、計画の変更等、特定流通業務施設の確認及び報告の徴収に関する事務を以下の者に委任することとしたものである。

(1) 都道府県が処理する事務

経済産業大臣の権限（中小企業共同流通業務総合効率化事業に係るものに限る。）
に属する事務 特定流通業務施設の所在地を管轄する都道府県知事

(2) 権限の委任

ア 国土交通大臣に属する権限（港湾流通拠点地区において特定流通業務施設の整備を行う事業に係るものを除く。） 特定流通業務施設の所在地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下同じ。）

イ 国土交通大臣に属する権限（港湾流通拠点地区において特定流通業務施設の整備を行う事業に係るものに限る。） 特定流通業務施設の所在地を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長

ウ 経済産業大臣に属する権限（中小企業共同流通業務総合効率化事業に係るものを除く。） 特定流通業務施設の所在地を管轄する経済産業局長

エ 農林水産大臣に属する権限 特定流通業務施設の所在地を管轄する地方農政局長

第5 総合効率化計画の認定

1 趣旨

総合効率化事業者から提出された流通業務総合効率化事業についての計画が、基本方針等に照らして適切であるかを明らかにするため、当該事業に係る総合効率化計画についての認定を受けることができることとしたものである。

2 総合効率化計画の認定申請手続

(1) 主務大臣が農林水産大臣単独である総合効率化計画の認定を申請しようとする総合効率化事業者は、総合効率化計画に係る認定申請書（様式例：第1号）を作成して、地方農政局長（その特定流通業務施設が沖縄県に所在する場合にあっては、沖縄総合事務局長、北海道に所在する場合にあっては、農林水産大臣をいう。以下「地方農政局長等」という。）に提出するものとする。

(2) 地方農政局長等は、総合効率化計画の認定申請を受けたときは、その計画が法令及び3の基準に照らして適切であるか否かを審査し、その結果適切であると判断されるものについて認定をするものとする。

(3) 地方農政局長等は、木材の流通効率化に取り組む事業が記載された総合効率化計画の認定をしようとするときは、林野庁の意見を聴くものとする。

(4) 地方農政局長等は、特定流通業務施設の整備を行う事業が記載された総合効率化計画の認定をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事の意見を聴くものとする。

(5) 地方農政局長等は、特定流通業務施設の整備を行う事業が記載された総合効率化計画の認定をしようとするときは、あらかじめ、交通の安全と円滑の見地からの都道府県警察の意見を聴くものとする。

(6) 地方農政局長等は、総合効率化計画の認定を行った場合は、遅滞なく、総合効率化計画認定通知書（以下「認定通知書」という。）（様式第1号）を申請者に通知す

るものとする。

- (7) 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行令（以下「令」という。）第5条第2項の規定により、農林水産大臣単独以外（中小企業共同流通業務総合効率化事業の認定を行う都道府県知事を含む。）で認定する場合の総合効率化計画にあっては、その手続は次のとおりとする。

ア 地方農政局長等が最初に申請を受けた場合

(ア) 地方農政局長等は、総合効率化計画の認定申請を受けたときは、申請書を令第5条第2項に定める農林水産大臣以外の主務大臣に係る地方支分部局長に送付するものとする。

(イ) 地方農政局長等は、当該計画が法令及び3の基準に照らして適切であるか否かを審査し、適切であると判断され、かつ、当該地方支分部局長から当該計画が適切である旨の連絡を受けた場合には、認定通知書を当該地方支分部局長と連名で申請者に通知するものとする。

イ 地方農政局長等以外が最初に申請を受けた場合

地方農政局長等は、農林水産大臣以外の主務大臣に係る地方支分部局長から総合効率化計画の認定申請書の送付を受けたときは、当該計画が法令及び3の基準に照らして適切であるか否かを審査し、その結果を当該地方支分部局長に連絡する。当該計画が適切であると判断され、当該地方支分部局長から当該計画が適切である旨の連絡を受けた後、認定通知書を当該地方支分部局長と連名で申請者に通知するものとする。

3 総合効率化計画の認定基準

総合効率化計画についての認定基準は、

- (1) 流通業務総合効率化事業の目標、内容、当該事業の用に供する特定流通業務施設の概要及び事業の実施時期が基本方針に照らし適切なものであること
- (2) 流通業務総合効率化事業の内容、当該事業の用に供する特定流通業務施設の概要、当該事業の実施時期並びに当該事業を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法が当該流通業務効率化事業を確実に遂行するため適切なものであること
- (3) 流通業務総合効率化事業の用に供する特定流通業務施設の立地、規模、構造及び設備が流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第1条で定める基準に適合すること

である。

なお、卸売市場を特定流通業務施設として整備する流通業務総合効率化事業を審査する場合には、卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第四条第一項の卸売市場整備基本方針、同法第五条第一項の中央卸売市場整備計画及び同法第六条第一項の都道府県卸売市場整備計画との整合性を確認するものとする。

また、特定流通業務施設を農地あるいは国有林野である土地に整備する総合効率化事業を審査する場合には、用地の確保が確実であること及びその土地の利用に当たって必要な許認可等を取得していること又は取得の見込みがあることを確認するものとする。

4 総合効率化計画の期間

総合効率化計画の実施期間は、概ね5年（終期は5年目の日を含む事業年度の末日

までとする。) 以内とする。

5 認定総合効率化計画の変更

- (1) 地方農政局長等の認定に係る総合効率化計画を変更しようとする認定総合効率化事業者は、総合効率化計画の変更に係る認定申請書(様式例:第2号)を作成して、地方農政局長等に提出するものとする。
- (2) 2及び3の規定は、総合効率化計画の変更の認定をする場合に準用する。
- (3) 地方農政局長等は、認定総合効率化計画の変更の認定を行った場合は、遅滞なく、総合効率化計画変更認定通知書(様式第2号)を申請者に通知するものとする。
- (4) 変更後の認定総合効率化計画の実施期間は、変更前の認定総合効率化計画の実施時期を含め、概ね5年(終期は5年目の日を含む事業年度の末日までとする。)以内であるものとする。
- (5) 流通業務総合効率化事業の実施に必要な資金総額の若干の増減等認定総合効率化計画の趣旨を変えないような軽微な修正は、変更とはみなさない。

6 認定総合効率化計画の認定の取消し等

- (1) 地方農政局長等は、認定総合効率化計画に基づく総合効率化事業の実施に遅滞があると認められる場合には、当該認定総合効率化計画に従って事業の円滑な実施が図られるよう指導するほか、必要に応じ、認定総合効率化計画の変更を指導するものとする。

また、総合効率化計画が、法令及び3の基準に適合しなくなると認めるとき又は認定総合効率化事業者が認定総合効率化計画に従って事業を実施していないと認めるとき(当該認定総合効率化事業の円滑な遂行に著しい支障を生じており、その結果、その認定基準に該当しなくなると認められる場合をいう。)は、その認定を取り消すものとする。

- (2) 2の(7)の規定は、総合効率化計画の認定を取り消す場合に準用する。
- (3) 地方農政局長等は、認定総合効率化計画に係る認定の取消しの決定をしたときは、理由を付して、遅滞なく、総合効率化計画認定取消し通知書(様式第3号)を申請者に通知するものとする。

第6 特定流通業務施設の確認

1 趣旨

流通業務総合効率化事業の用に供するための特定流通業務施設を整備しようとする者が、当該特定流通業務施設の計画が施行規則第1条に定める基準に適合するものであるかを明らかにするため、地方農政局長等の確認を受けることができることとしたものである。

2 特定流通業務施設の確認申請手続

- (1) 主務大臣が農林水産大臣単独である特定流通業務施設の確認を申請しようとする者は、特定流通業務施設に係る確認申請書(様式例:第3号)を作成して、地方農政局長等へ提出するものとする。
- (2) 地方農政局長等は、特定流通業務施設の確認申請を受けたときは、その施設が3の基準に照らして適切であるか否かを審査し、適切であると判断されるものについて確認をするものとする。

- (3) 地方農政局長等は、確認をしようとするときは、あらかじめ、交通の安全と円滑の見地からの都道府県警察の意見を聴くものとする。
- (4) 地方農政局長等は、特定流通業務施設の確認を行った場合には、遅滞なく、特定流通業務施設確認通知書（以下「確認通知書」という。）（様式第4号）を申請者に通知する。
- (5) 令第5条第3項の規定により、農林水産大臣単独以外で確認する場合の特定流通業務施設にあつては、その手続は次のとおりとする。

ア 地方農政局長等が最初に申請を受けた場合

- (ア) 地方農政局長等は、特定流通業務施設の確認申請を受けたときは、申請書を令第5条第3項に定められている農林水産大臣以外の主務大臣に係る地方支分部局長に送付するものとする。
- (イ) 地方農政局長等は、当該特定流通業務施設が3の基準に照らして適切であるか否かを審査し、適切であると判断され、かつ、当該地方支分部局長から当該特定流通業務施設が適切である旨の連絡を受けた場合には、確認通知書を当該地方支分部局長と連名で当該確認に係る申請者に通知するものとする。

イ 地方農政局長等以外が最初に申請を受けた場合

地方農政局長等は、農林水産大臣以外の主務大臣に係る地方支分部局長から特定流通業務施設の確認申請書の送付を受けたときは、当該特定流通業務施設が3の基準に照らして適切であるか否かを審査し、その結果を当該地方支分部局長に連絡する。当該特定流通業務施設が適切であると判断され、当該地方支分部局長から当該特定流通業務施設が適切である旨の連絡を受けた後、確認通知書を当該地方支分部局長と連名で当該確認に係る申請者に通知するものとする。

3 特定流通業務施設の確認基準

特定流通業務施設についての確認基準は、流通業務総合効率化事業の用に供するための特定流通業務施設の立地、規模、構造及び設備が施行規則第1条で定める基準に適合することである。

第7 認定等の処理期間

1 認定等の標準処理期間

総合効率化計画の認定及び変更の認定に係る標準処理期間は、特定流通業務施設の整備を行う事業が記載された総合効率化計画については2か月とし、それ以外の総合効率化計画については1か月とする。ただし、法第8条から第11条までの規定の適用を受けようとする場合にあつては、これらに対応する倉庫業法、貨物利用運送事業法又は貨物自動車運送事業法の規定による登録等に係る標準処理期間（別表参照）に従うものとする。

2 確認の標準処理期間

特定流通業務施設の確認に係る標準処理期間は、1か月とする。

第8 助言及び協力等

1 指導及び助言

地方農政局長等は、認定総合効率化事業者に対して、認定総合効率化計画に係る流

通業務総合効率化事業が適確に実施されるよう、必要な指導及び助言を行うものとする。

また、地方農政局長等は、総合効率化事業者による総合効率化計画の作成、地方農政局長等による総合効率化計画の認定、認定総合効率化事業者による流通業務総合効率化事業の実施の各段階において、流通業務総合効率化の促進対策を適確に実施できるよう関係機関と連絡を密にするものとする。

2 関係金融機関との連携

地方農政局長等は、総合効率化計画において、日本政策投資銀行、中小企業金融公庫、国民生活金融公庫又は農林漁業金融公庫等の金融機関からの融資期待があるときは、当該総合効率化計画の認定時又は認定後において、これらの金融機関との連携を緊密にするものとする。また、認定総合効率化計画の変更及び取消しを行った場合には、当該措置の事実を関係金融機関へ連絡するものとする。

3 食品流通構造改善促進機構

地方農政局長等は、総合効率化事業者に、財団法人食品流通構造改善促進機構が行う法第15条第1項各号に定められている以下の措置を活用することが、流通業務総合効率化事業を円滑に実施するために効果的であることを助言するものとする。

- (1) 食品生産業者等が実施する認定総合効率化事業に必要な資金の借入れに係る債務の保証
- (2) 食品生産業者等が実施する認定総合効率化事業に要する費用の一部を負担してする当該認定総合効率化事業への参加
- (3) 認定総合効率化事業を実施する食品生産業者等の委託を受けてする認定総合効率化計画に従った特定流通業務施設の整備
- (4) 食品生産業者等が実施する認定総合効率化事業に必要な資金のあっせん
- (5) 前各号に掲げる業務に附帯する業務

第9 報告の徴収

1 総合効率化計画の認定状況等の報告

地方農政局長及び沖縄総合事務局長は、認定総合効率化事業者のうち食品生産業者等が実施する流通業務総合効率化事業について、各四半期末現在の総合効率化計画の認定状況及び取消し状況等を、流通業務総合効率化事業認定・取消し件数等報告書(様式第5号)により各四半期末の翌月の20日までに総合食料局長に報告するものとする。

2 流通業務総合効率化事業の実施状況の報告

地方農政局長等は、認定総合効率化事業者(食品生産業者等に限る。)に対し、毎年度、当該事業年度分の終了後3か月以内に流通業務総合効率化事業の実施状況について、流通業務総合効率化事業実施状況報告書(様式第6号)により事業実施の翌年度から事業終了の翌年度まで報告させるものとする。